「地域療育センターの取り組み」

特定非営利活動法人あかり
利根地域療育センター
言語聴覚士　石倉宏泰

地域療育センター（埼玉県委託事業／県内9か所）

◇南西部地域療育センター　　志木市
◇東部地域療育センター　　越谷市
◇県央地域療育センター　　桶川市
◇西部地域療育センター　　入間市
◇利根地域療育センター　　宮代町
◇秩父地域療育センター　　秩父市
◇南部地域療育センター　　川口市
◇川越比企地域療育センター 川越市
◇北部地域療育センター　　寄居町

※詳細は埼玉県HP参照

埼玉県マスコット「コバトン」

○地域療育センターの概要

作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床発達心理士などの専門職が、アセスメントにより子供の特性を把握し、その子に合った個別療育を提供することによって子供の発達を促します。（専門職の配置はセンターによって異なります。）

○対象

発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までの子供

※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。
※埼玉県内（さいたま市を除く）にお住まいの方に限ります。
※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方や、児童発達支援センター等で公的サービスとして個別療育を受けている方は対象外です。

利用の流れ

アセスメント（計4回）
・親面接：子供の気になる点や生育歴を確認します。
・発達検査：子供の発達状況を確認するための発達検査や行動観察を行います。
・個別療育計画：子供の特性に合った個別療育計画（計画期間は1年以内）を作成します。
※子供の状態によっては他の支援機関を紹介することがあります。

↓

個別療育プログラム（1年以内）
・個別療育計画に沿って、毎月1回程度の個別療育を実施します。
※保護者の方も個別療育の様子を一緒に見ていただきます。

地域支援

・保護者の方と一緒に、日常利用している保育所、幼稚園、学校、事業所等を訪問し、先生方に個別療育の状況や支援のポイントなどをお伝えします。

親支援

・御家庭における子育ての参考としていただくため、個別療育計画や個別療育プログラムの説明を行います。
・保護者サロンや保護者向け学習会などを開催します。

○利用方法

予約制です。
利用を希望するセンターに電話でお申し込みください。

○利用期間

個別療育プログラム開始から1年以内です。

○利用料

アセスメント結果の説明（アセスメント最終回）
及び個別療育プログラムの利用は1回1,000円です。

利根地域療育センター

○場所

宮代町国納

○開所時間

月～金曜日

9時～**17**時

土日・祝日・年末年始はお休みです

○スタッフ

公認心理師　言語聴覚士　各**1**名

特定非営利活動法人　あかり

- 児童発達支援事業　（計**4**か所／久喜市・宮代町・羽生市・伊奈町）
- 放課後等デイサービス　（計**12**か所／久喜市・羽生市・加須市・伊奈町）
- 行動援護
- 移動支援
- 生活サポート
- 就労移行支援
- 就労継続支援**A**型
- 就労継続支援**B**型
- 自立訓練（生活訓練）
- あかり学園（自立訓練／特別支援学校などの高等学校新卒生又は２１歳までの方）
- 相談支援事業
- あかり塾（埼玉県強度行動障害支援者養成研修事業）
- サッカーチーム事業（日本サッカー協会登録「**fc akari jr**」）
- サッカースクール事業
- ホットハートフェスティバル（@モラージュ菖蒲）
- ***埼玉県委託事業　利根地域療育センター***

児童発達支援センター　こころ園（宮代町）
0歳～就学前

アセスメント支援等事業

１．事業所支援

事業所への地域支援を実施し、事業所職員に対し、アセスメント評価や個別療育計画の内容、プログラムの実施状況及びそれに基づく支援の方法等を伝えることによって、事業所への助言・支援を行う。

２．療育支援

事業所を利用している子供のアセスメント・個別療育を行い、それを用いて、事業所に対してアセスメント評価や個別支援計画の作成及び子供の特性に応じた支援方法について助言・支援し、その後フォローアップを行う。

３．巡回支援

事業所を訪問し、事業所職員に対するアセスメント評価や個別支援計画・支援方法等に関する助言等を行う。

療育とは

集団に入れるように

将来自立した大人になれるように

がんばって
　訓練・練習する　　（？）

第17条　療育（子どもへの支援）

国と都道府県市町村は、障害のある子どもが、身近な場所で支援を受けられるようにしなければなりません。

国と都道府県市町村は、障害のある子どもへの支援について調べたり、方法を考えて、みんなに伝えたりしなければなりません。また、障害のある子どもを支援することに詳しい職員を育てなければなりません。

改正障害者基本法＜わかりやすい版＞
内閣府
障がい者制度改革推進会議
平成23年12月発行

高松鶴吉（たかまつ　つるきち）先生　元北九州市立総合療育センター

「療育とは注意深く配慮された子育てである」

中川信子　そらとも広場

何か特定の方法で
がんばって練習・訓練する

ものではない

→その子にとって適切な支援は何か
　どうやったらその子の成長や生活を支え、
　助けていくことができるのか　　考える

自立とは

熊谷晋一郎（くまがやしんいちろう）先生　東京大学先端科学技術研究センター准教授

一般的に「自立」の反対語は「依存」だと勘違いされていますが、人間は物であったり人であったり、さまざまなものに依存しないと生きていけないんですよ。

東京都人権啓発センターhp

健常者は何にも頼らずに自立していて、障害者はいろいろなものに頼らないと生きていけない人だと勘違いされている。けれども真実は逆で、健常者はさまざまなものに依存できていて、障害者は限られたものにしか依存できていない。依存先を増やして、一つひとつへの依存度を浅くすると、何にも依存してないかのように錯覚できる。“健常者である”というのはまさにそういうことなのです。世の中のほとんどのものが健常者向けにデザインされていて、その便利さに依存していることを忘れているわけです。

東京都人権啓発センターhp

実は膨大なものに依存しているのに、「私は何にも依存していない」と感じられる状態こそが、“自立”といわれる状態なのだろうと思います。だから、自立を目指すなら、むしろ依存先を増やさないといけない。

東京都人権啓発センターhp

「困ったら人（または物）を頼っていいんだ」
　と思える人になってもらう

そのためには

困ったら助けてもらえる環境（人・物）を整えることが必要

（まずは、助けを求められたら、どんどん助ける）